

研修所について



弁理士会研修所所長 村木清司

研修所の役割

特許等の知的財産が脚光を浴びるに従い、世の中の弁理士に対する期待と同時に要求も強くなって来ている。弁理士は果たして世の中の期待に応えているであろうか、また、期待に応えられるであろうか。

本年度の弁理士試験合格者は550人に上る。研修スペースからみて、また、講師手配の面から見て、今まで以上に新人に研修を行うことが出来るであろうか。その問題だけではない。従来、大半の弁理士が特許事務所におけるOJTを経て一人前になってきた。しかし、この大量の新人を既存の特許事務所が吸収し、OJTにより十分な研修を与え得るであろうか。与え得ないとしたら、その役割を行えるのは研修所しか他にありそうもない。

弁理士が、新人の域を脱したらその後どうやってスキル・アップするのか。自己研鑽、仲間同志での切磋琢磨等々、言葉は色々あるが、その具体的な方法論となるとなかなか難しい。既存の弁理士のスキル・アップに役立つのはやはり研修所であろう。

800人強の弁理士が本年10月26日に特定侵害訴訟代理業務試験（いわゆる能力担保研修効果確認試験）を受けた。来年の初頭には、特許等の侵害訴訟において代理人として活躍する弁理士が出現する。既に秒読みの段階に入っている。これらの新しく生まれてくる侵害訴訟代理人に対し、さらに訴訟実務の研修をすべきであるとの要望が出されている。その一方で、来年度の効果確認試験のための研修の準備が始まっている。

今回の大学を巻き込んだ知的財産戦略推進計画では、最先端の科学技術を駆使した大量の発明の創出が目論まれている。それを実現するためには、最先端に行く科学技術を十分に理解できる弁理士が必要とされる。それにえられる弁理士の研修は、誰

が、どこで行うのか。これまた、自己研鑽と簡単に片付けられるものではなからう。

研修所はこのようなことを諸々考えて、研修の方法について会員に助言をし、研修の機会を提供するよう努力をしている。現在、研修所が行っている研修について以下に簡単に紹介する。会員の研修所に対する一層の理解と協力を期待したい。

新人のための研修

主に当該年度弁理士試験合格者を対象とした研修であり、新人研修（前期）と新人継続研修（後期）に分けて行われる。新人研修（前期）は2月上旬から3月中旬までの約20日間行われ、新人継続研修（後期）は9月に約10日間継続的に開催される。

・新人研修（前期）

弁理士業務を行うにあたっての倫理や、明細書作成等主に特許庁へ提出する書類についての基礎的な実務の修得に重点をおいている。

・新人継続研修（後期）

新人継続研修は、新人研修を経て半年の実務経験を積んだ弁理士を対象に審決取消訴訟、鑑定、外国への特許出願等の更に広い範囲の研修を行う。

会員のための研修

・一般会員研修

法律の改正や話題となっている事項などについての研修である。年に6回程度、東京、大阪、名古屋で開催している。その他の地区は、地方研修として開催している。

・新規業務研修

平成12年改正の弁理士法で拡大された契約等の新規業務につき、義務研修に引き続き一層の能力アップをはかるための研修である。

・常設研修

講義による一方的な研修ではなく、演習形式の研修であり、今年度の講座は、「拒絶対応実務」及び「当事者系事件の実務」に関するものである。毎年、所定の時期に実施されることから、常設研修と呼んでいる。新人研修を終了した若手の弁理士を対象としている。

・継続研修

弁理士が、プロとしての実力を身につけるための研修で、一定のテーマ（例えば「審決取消訴訟の準備書面の作成演習」）について複数回、継続して行う研修である。

・大学との提携による先端科学技術研修

この研修は、社会的な要請の強い先端科学技術（情報工学やバイオテクノロジー等）に関する研修であり、講座の開設を早稲田大学、慶応義塾大学、東大先端研、青山学院大学、立命館大学、大阪大学などをお願いし研修を行っている。

特定侵害訴訟代理業務に関する能力担保研修

平成14年4月17日に「弁理士法の一部を改正する法律」が公布され、弁理士が能力担保研修を修了し、かつ、特定侵害訴訟代理業務試験に合格することに

より、特定侵害訴訟代理権を取得することが可能となった。前記代理業務試験の受験要件としての研修である。本年度は850人の会員が研修を受け、840人が研修を終了し、そのほとんどが10月26日の効果確認試験を受けた。本年12月末に合格者が発表される予定である。

大学との提携による民法・民事訴訟法に関する基礎研修

特定侵害訴訟代理の能力担保研修の前提となる民法・民事訴訟法の基礎知識習得のための研修であり、研修の実施を数大学にお願いしている。

倫理研修

会則第58条に基づく「弁理士倫理」に関する研修であり、全会員が受講の対象である。

自主研修

会員が自発的に研修や研究を行うのに場所を提供し、研修や研究の活性化を図るための制度である。参加者は弁理士には限らず、近々、東京第二弁護士会との共同研修も予定している。

以上